

## 7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 午前10時～10時20分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室  
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、村田 高子、  
岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、関谷 利彦、  
正司 浩幸、田中 修、磯部 恵子、河村 守浩、  
野村 文雄、伊藤 多美恵、富永 茂巳・・・(17人)
4. 欠席委員 大草 知子(1人)

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 非農地証明について

議案第3号 事業計画変更承認について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の審査について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の審査について

第3 報告事項

報告第1号 農地所有適格法人報告書について

### 6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、7月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。  
欠席者は1名で、事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項24件及び報告事項1件  
です。  
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページから6ページの旧市地区の議案、64番から68番までの3件です。なお、65番、66番は取下げによる欠番です。  
3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか。

伊藤委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、64番から68番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから12ページまでの厚南地区の議案69番から71番までの3件です。訂正表にありますとおり、9ページの議案70番の所在地に訂正があります。

3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。なお、69番については関連して議案第3号事業計画変更の5番、71番については関連して議案第3号事業計画変更の6番が併せて提出されています。

議長： 厚南地区の3件について質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。厚南地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、69番から71番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページから18ページまでの東岐波地区の議案72番から74番までの3件です。

3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、72番から74番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は19ページから24ページまでの西岐波地区の議案75番から77番までの3件です。

3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の3件について質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田(信)委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、75番から77番までは許可します。  
次に、議案第2号、非農地証明申請について一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は25ページから38ページの議案30番から36番までの7件です。  
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第3号、事業計画変更申請について上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は39ページ、41ページの議案5番、6番です。  
本件について、事前質問はありませんでした。  
議案5番について、先に説明しました議案第1号転用許可申請の69番に関連して、当初1名の譲受人として申請、許可を受けたものの、当初譲受人の持分を4/10、その妻の持分を6/10として申請者を変更することから、所要の手続きを行うものです。  
また、議案6番について、先に説明しました議案第1号転用許可申請の71番に関連して、自己用住宅及び進入路を目的に農地法第5条の許可を受け、造成及び進入路は完成したものの建築計画が頓挫していたところ、当初の申請者の息子が自己用住宅を建築することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。  
  
(質問、意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。  
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は43ページから49ページまでです。  
本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。  
  
(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
東岐波、厚南、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。  
  
(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。  
次に、議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)の審査について上程します。  
小野地区において、委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、野村文雄委員の退席を求め、まず小野地区について審査します。

(野村委員退出 10:19)

事務局、小野地区の説明をお願いします。

議案書は、52ページの1番と、本日配布しています別冊の53ページから66ページまでの2件です。

1番は、該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。

令和5年5月の総会で、中間管理機構である、やまぐち農林振興公社に管理権が設定されています。

2番は、組織変更に伴う再配分について意見を求められています。

これらは、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 小野地区の富永委員よろしいですか。

富永委員： 問題ありません。

議長： 分かりました。それでは採決します。

本件について「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、小野地区は原案どおり決定します。  
野村文雄委員、席にお戻りください。

(野村委員入室 10:21)

議長： つづいて、小野地区以外の審査を行います。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は、50ページ、51ページです。

該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。

これは、令和5年4月の総会で、中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 船木の委員さん、よろしいでしょうか。

村田(高)委員： はい。

議長： それでは採決します。

本件について「意見なし」として回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 総会報告事案は1件です。  
報告第1号、議案書は67ページから70ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人1社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。  
これを持ちまして、7月定例総会を閉会します。

(10:20終了)